

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

清掃センター 庶務係

議案名

議案第 9 号 桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

学校教育法の一部改正による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

一般廃棄物処理施設に置くことが義務付けられている技術管理者について、資格基準に専門職大学前期課程修了者を加えるものです。

※ 学校教育法の一部改正において、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が新設されました。この改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が一部改正され、条例で参酌すべき「技術管理者の資格」基準について、専門職大学前期課程修了者が加えられました。

(施行期日：平成 31 年 4 月 1 日)

背景・経過

学校教育法の一部改正に伴い、平成 29 年 11 月 8 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。